

Ⅲ 情報の収集及び提供

1 平和資料展示室の運営と歴史

平和資料展示室は、平和を日常的に見つめ直す場として、1989（平成元）年7月20日に平和の森公園事務所内に開設しました。

（1）平和資料展示室

① 展示室の開設

「人間社会が追求すべき目標は、一言でいえば、人間が人間にふさわしい生活を送ることのできる社会、すなわち平和な社会をつくることにある。しかし、私たちの日常の暮らしは、生命の安全や健康、人間としての尊厳などにとって多くの課題を抱えている。また、世界の状況をみても、戦争への危険や地球的規模での環境破壊、差別、飢餓、貧困といった平和を脅かすさまざまな問題が存在し、最近では、それらが私たちの生活にも直接影響を及ぼすようになってきている。こうした問題に対して、私たち一人ひとりが関心を持ち、その解消に互いに協力して不断の努力を重ねていくことは、平和を実現していくうえで欠かせないことである。」

以上のような考えから、平和を日常的に見つめ直す場としての展示室の設置について検討していたところ、平和の森公園開設（1985年10月）当初から公園事務所内に展示してきた土器類を、歴史民俗資料館の開設（平成元年10月）に伴い移転することが決まったため、その後平和資料展示室を設置することになった。

② 展示室の内容

・常設展示

区の平和行政の取り組みや平和に関する資料を紹介

・企画展示

中野の空襲記録写真、原子爆弾／広島・長崎の記録、原爆と人間展、沖縄戦写真などのほか、さまざまなテーマを取り上げて企画展示を実施

・映像・資料コーナー

平和に関するビデオや図書を自由に視聴・閲覧ができる

③ 面積

61.75㎡ 【展示フロア 54.25㎡／展示ケース（固定）7.5㎡】

④ 運営等

開館時間：午前9時～午後4時30分〈入場無料〉／休館日：年末年始

(2) 中野区平和資料館構想

1992年(平成7年)からの中野区長期計画では、(仮称)中野区平和資料館の建設が計画され、1995年(平成10年)には平和資料館建設構想懇談会による報告が出された。

その後、区の財政運営が困難な状況に陥ったため、2002年(平成13年)からの中野区行財政5か年計画で平和資料館の建設計画は凍結され、2003年(平成15年)2月に決定した中野区経営改革指針で、建設計画の廃止の方針が確定した。

(3) 展示室のリニューアル

2005年(平成17年)6月15日から30日まで、展示ケース内装の張替え、壁塗装、床の張替え等の改修工事を行った。同時に、展示資料の寄贈を公募し、寄贈された資料を展示した。

同年7月22日にリニューアルオープンした。

(4) 展示室の一時閉鎖

平和の森公園再整備に伴い、2016年(平成28年)3月31日に展示室での展示を一時終了した。

(5) 平和資料展示コーナーの開設

平和資料展示室で展示していた平和資料について、区役所内で展示を開始した。詳細は、23頁参照のこと。

【平和資料展示室】



展示風景



沼袋町南町会の旗



出征兵士旗

2 平和資料の貸出

中野区では、区民の自主的な活動による平和事業を支援するため、所有する平和関連のパネル等資料について、中野区平和事業関連資料貸出要綱に基づき、区民団体等を対象に貸出しを行っています。

○ 貸出資料

貸出の対象は、写真パネル、ビデオテープ、図書の内、破損又は滅失した場合にも、修復又は購入が可能なもの。

No.	パネル等内容・サイズ	点数	制作・発行等
1	アートによる世界人権宣言ポスター (Aタイプ、縦型、縦73.5cm×横52.2cm)	22点	アムネスティ・インターナショナル
2	原爆と人間展 (Bタイプ、縦型、縦73cm×横52cm)	40点	日本被団協
3	米軍沖縄上陸時の写真 (Cタイプ、横型、縦55cm×横45cm)	36点	沖縄県読谷村よりネガの資料提供により複製
4	原子爆弾 広島・長崎の記録 (Aタイプ、縦60cm×横42.7cm)	30点	平和博物館をつくる会
5	広島・長崎被爆写真 (Dタイプ、横型、縦42cm×横59.5cm)	52点	原水爆禁止日本協議会
6	東京大空襲の記録写真 (Bタイプ、縦30.5cm×横42.6cm)	25点	東京都教職員組合
7	中野の空襲記録写真 (Bタイプ、横型、縦44cm×横55cm)	21点	広報課資料より複製
8	中野の学童疎開記録写真	22点	広報課資料より複製
9	世界反核平和ポスター	35点	

Aタイプ イレパネ (解説は別に有り)

Bタイプ イレパネ (解説つき)

Cタイプ のりパネ (解説は別に有り)

Dタイプ のりパネ (解説つき)

○ 貸出対象団体

- 公益的事業を行う区民団体
(区内に活動の拠点があり、その構成員の半数以上が区民であること。)
- 区内の官公署その他の公共団体又はこれらに準ずる公共的団体
- 区内の事業所若しくは商工業者又はこれらのものが組織する団体

○ 貸出対象事業

広く区民を対象とする事業であって、中野区の平和行政の基本に関する条例（平成2年中野区条例第24号）の目的に合致するものであること。

ただし、次に該当するものは除く。

- 事業の目的が主として宗教活動、政治活動又は営利活動であると認められるもの
- 資料の閲覧の対価として入場料、会費等を徴収するもの

○ 貸出手続

貸出を希望する団体は、平和担当の窓口にて「平和事業関連資料借用申請書兼借用書」を記入のうえ、下記の書類を添付し、提出する。審査終了後、貸出を行う。

- 平和事業の計画書又は趣意書
- 平和事業に係る収支予算書（入場料等を徴収する場合に限る。）
- 団体の規約又は会則（法人格を有しない団体の場合に限る。）
- その他、団体及び平和事業の内容等を判断するために必要と認められる資料

○ 貸出期間

貸出日から起算して原則として15日以内。